

2018 (H30) 年 2月 5日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.7

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



昨年秋に京都国立博物館の「国宝展」に行ってきました。居並ぶ国宝を見ると、各時代それぞれの美意識のありようが感じられ、素晴らしい作品の数々に圧倒されます。中でも『源頼朝像』は圧巻でした。教科書にあった小さな口絵と違って、実物は縦 143cm、横 113cm で堂々の迫力。京都の神護寺が所蔵する三

人の肖像画のひとつで、作者は藤原隆信とされてきました。

ところが「この人物は頼朝じゃない、作者もちがうよ」ときいてビックリです。

1995年に「神護寺三像は伝えられている人物ではなく、頼朝像は実は足利直義（ただよし：尊氏の弟）である」との新説が出たのです。しかも肖像画の成立は藤原隆信の死後と考えられているとのこと。知り合いの高校の先生に尋ねると「もう教科書には『頼朝像』は掲載されていないよ」と言われました。私の心に住む「あの精悍な人物」が頼朝ではない、そして今のところ「頼朝の顔がない」というのはなんだか寂しい気がしますが、歴史研究の話はとても興味深いですね。

法律相談「遺言」その2

「遺言」に関するお問い合わせをいただきました。「両親が遺言状を作ってくれ、母が亡くなったときは、悲しいけれど、手続きが簡単でありがたかった」と、ご自身の遺言を作成された男性のご相談内容を紹介します。

① 自分と配偶者（妻）と共同の遺言をつくれますか？。

→ 民法第975条には「遺言は、二人以上の者が同一の証書であることができない」と定められています。今回はご夫婦それぞれの遺言を作成し、一緒に保管されました。

② 預貯金の解約を簡単にするために「遺言執行者」を定めたい。相続人でもいいですか？

→ 裁判例を踏まえると、相続人の中から指名することも可能です。

③ 法定相続分は配偶者が1/2、子ども3人が各1/6だが、次のようにできますか？

ア マンションはそのまま住み続ける配偶者に単独相続させる。

イ 法定相続人のほかに、甥2人に各100万円、孫4人にも各30万円贈る。

ウ 預貯金等については「イ」を除いて、配偶者に2/3、子どもには各1/9を贈る。

→ できますが、この場合は法定比率に比べて、配偶者の相続分が多く、子どもたちは少なくなります。念のため、子ども3人の各相続額が民法第1028条に定める「遺留分（最低限の遺産取得分）」を下回らないかどうか計算しておくこともお考えください。子どもから配偶者（母）に対して「遺留分減殺請求」される可能性があります。

※ 「遺留分」については次号でご説明します。

「私の家族が争うことはないと思いますが『泣く泣くも良い方を取る形見分け』という川柳があるように、いざ目の前にお金が出てくるとどうなるか分かりません。公平に、しかも手続きを簡単しておくことは私のつとめです」「これで安心して長生きできます」と話しておられました。

※ 上記相談事例のニュースレターでのご紹介は依頼主様のご希望によるもので、完成原稿を御確認の上、書面による同意を頂いております。なお家族関係、金額等は実際とは変えています。

